

JICA 環境社会配慮助言委員会 第 50 回全体会合
2014 年 8 月 4 日 (月) 14:30 ~ 17:30
JICA 本部 1 階 113 会議室
議事次第

1. 開会

2. 委員長・副委員長の選定

3. 案件概要説明 (ワーキンググループ対象案件)

- (1) ベトナム国ハロン-ハイフォン道路バックダン橋整備事業 (協力準備調査 (有償 PPP)) スコーピング案 (8 月 22 日 (金))
- (2) ナイジェリア国送電線網強化事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (9 月 1 日 (月))
- (3) ケニア国第二次オルカリア地熱発電事業 (協力準備調査 (有償)) スコーピング案 (9 月 19 日 (金))
- (4) ネパール国スルヤピナヤック-ドゥリケル道路改修計画 (協力準備調査 (無償)) スコーピング案 (9 月 12 日 (金))

4. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定

- (1) アゼルバイジャン国ヤシマ・ガス火力複合発電所建設事業 (協力準備調査 (有償)) ドラフトファイナルレポート (7 月 18 日 (金))

5. その他

- (1) 環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直しについて

6. 上記案件および WG スケジュール確認 (別紙 1 参照)

- (1) ガイドライン運用面の見直し WG
(8 月 11 日 (月)、8 月 25 日 (月)、9 月 8 日 (月)、10 月 10 日 (金)、10 月 20 日 (月))

7. 今後の会合スケジュール確認他

- ・次回全体会合 (第 51 回): 9 月 5 日 (金) 14:30 から (於: JICA 本部)

8. 閉会

以上

環境社会配慮助言委員名簿(2014年7月)

	名 前	役 職	所 属 先	専 門 分 野
1	石田 健一	助教	東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門行動生態計測分野	天然資源管理、参加型開発、評価
2	岡山 朋子	准教授	大正大学 人間学部 人間環境学科	廃棄物管理、廃棄物処理政策、循環型社会政策
3	作本 直行	環境社会配慮 審査役	日本貿易振興機構(JETRO)総務部	アジア法、アジア環境法、環境法
4	佐藤 真久	准教授	東京都市大学 環境学部	環境教育、機能識字、参加型開発、国際教育協力
5	塩田 正純	元教授	元 工学院大学 工学部 建築学科	環境騒音、環境振動、低周波音、物理系環境アセスメント
6	柴田 裕希	専任講師	東邦大学 理学部	戦略的環境アセスメント、参加型計画
7	清水谷 卓	URA	山口大学 大学研究推進機構 研究推進戦略部	戦略的環境アセスメント及び住民参加
8	鋤柄 直純	研究主幹	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部	生物多様性保全、生態系管理
9	高橋 進	教授	共栄大学 教育学部	自然環境政策(生物多様性国際政策、保護地域、エコツーリズム、環境教育など)
10	田中 充	教授	法政大学 社会学部及び地域研究センター	環境政策論、環境影響評価論
11	田辺 有輝	プログラム コーディネーター	「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 持続可能な開発と援助プログラム	国際開発機関の環境社会配慮政策及び南アジア案件の環境社会配慮
12	谷本 寿男	元教授/顧問	元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 / 社会福祉法人 共働学舎	自然・社会環境を含む地元資源の活用による住民主体の地域開発論
13	二宮 浩輔	准教授	山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科	環境経済・地域経済(持続可能な開発と環境、地域問題と住民参加)
14	長谷川 弘	教授	広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科	社会環境アセスメント、環境経済評価、環境行政、農村環境、環境管理・保全計画
15	早瀬 隆司	教授	長崎大学 大学院 水産・環境科学総合研究科	環境政策、環境リスク政策
16	原嶋 洋平	教授	拓殖大学 国際学部	環境政策
17	日比 保史	代表理事	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン	開発と生物多様性/気候変動、自然資本管理、企業の環境CSR、ODA政策
18	平山 義康	教授	大東文化大学 環境創造学部	環境法、環境政策(地球環境問題、公害問題、自然破壊問題等)
19	松下 和夫	名誉教授/ シニア・フェロー	京都大学/地球環境戦略研究機関(IGES)	環境政策、環境経済、気候変動政策、サステナビリティ論
20	松本 悟	顧問/准教授	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ / 法政大学 国際文化学部	援助機関の異議申立制度、社会配慮、メコン地域研究
21	松行 美帆子	准教授	横浜国立大学 大学院 都市イノベーション研究院	都市計画
22	村山 武彦	教授	東京工業大学 大学院総合理工学研究科 環境理工学創造専攻	環境計画・政策論、環境リスク論
23	柳 憲一郎	教授・ 環境法センター長	明治大学 法科大学院	環境法政策・環境アセスメント法
24	米田 久美子	研究主幹	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部	生物多様性保全、希少動物保護

ベトナム社会主義共和国
ハロンーハイフォン道路バックダン橋
整備事業準備調査(PPPインフラ事業)

案件概要説明資料

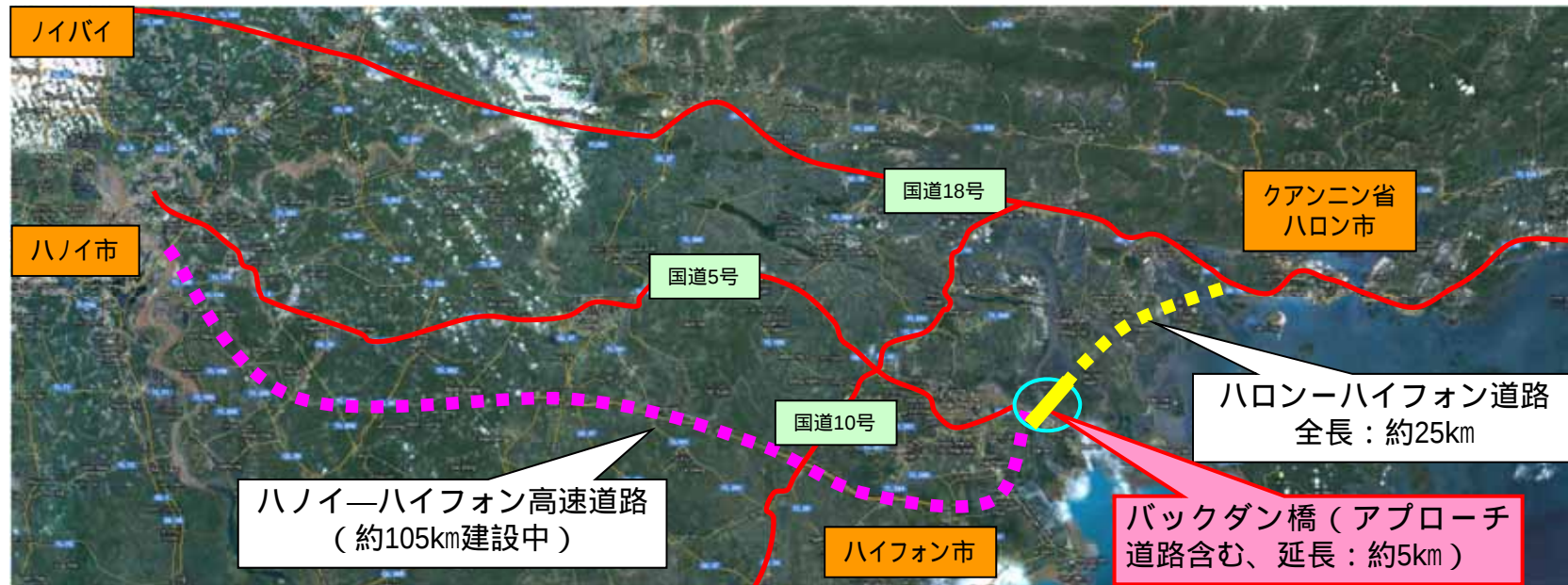
2014年 8月 4日
JICA 民間連携事業部

事業の背景

- ベトナム国の国内交通における道路への依存度は非常に高く、近年は大都市内及び大都市と地方都市を結ぶ幹線道路を中心に交通量が増加している。
- GDP成長率は近年約6%前後で推移しているが、今後の持続的な社会・経済成長を下支えする運輸交通インフラ、特に道路ネットワークの整備不足が顕在化している。
- ベトナム政府は「第9次社会経済開発5ヵ年計画(2011-2015)」において、運輸交通インフラの更なる発展を最重要課題と位置づけている。その中で、本調査が対象とする「ハロン - ハイフォン道路」は、クアンニン省において優先順位が高いインフラ整備事業に位置づけられている。

事業の概要

- 本事業はPPPインフラ事業であり、全長約25kmの有料道路「ハロン - ハイフォン道路」のうち、ハイフォン市側の「バックダン橋及びそのアプローチ道路」（延長約5km）を建設・運営・維持管理する事業である。
- 現在建設中の「ハノイーハイフォン高速道路」と本事業の「ハロン - ハイフォン道路」が開通すれば、ハノイ市からクアンニン省の省都ハロン市までが約1.5時間（現在4-5時間）で移動できることになり、ベトナムにとって様々な社会・経済効果を創出できる。



現在のクアンニン省周辺の主要道路ネットワーク

■ 事業予定地



■ 事業対象地の現況



ダンニャマック地区計画路線近傍



ダンニャマック地区バックダン橋ルート近傍



バックダン橋ハノイ-ハイフォン道との交差部付近

調査計画(全体)

■ 調査目的

本事業の民間投資事業としての実施可能性を、民間投資環境の確認、需要予測調査、官民事業スコープの検討、財務構造分析、リスク分析、技術・環境社会配慮の検証と実施、政府支援案の作成、マーケットサウンディング等を通じて検討し、最適な事業スキームを提案すること等を通じて海外投融資の審査に必要な調査を行うことを目的とする。

■ 調査内容

事業の背景と必要性	事業対象地域の社会経済状況、関連自治体が定める関連政策・計画の確認等
需要予測	事業対象地域における道路網の整備・利用状況の詳細確認等
施設概略設計・費用積算	橋梁及び関連施設の概略設計、取得予定地の詳細調査等
事業スキーム提案	事業スコープの提案、事業スキームの策定、リスクの分析等
事業実施計画の策定	事業実施体制、運営維持管理体制の検討、事業実施スケジュールの策定等
環境社会配慮	環境影響評価報告書のレビュー及び補足調査、簡易住民移転計画案の作成等

環境社会配慮(1)

■ 適用ガイドライン

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)

■ 環境カテゴリー及びその理由

環境カテゴリー:A

理由:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる道路・橋梁セクター及び影響を受けやすい地域に該当するため。

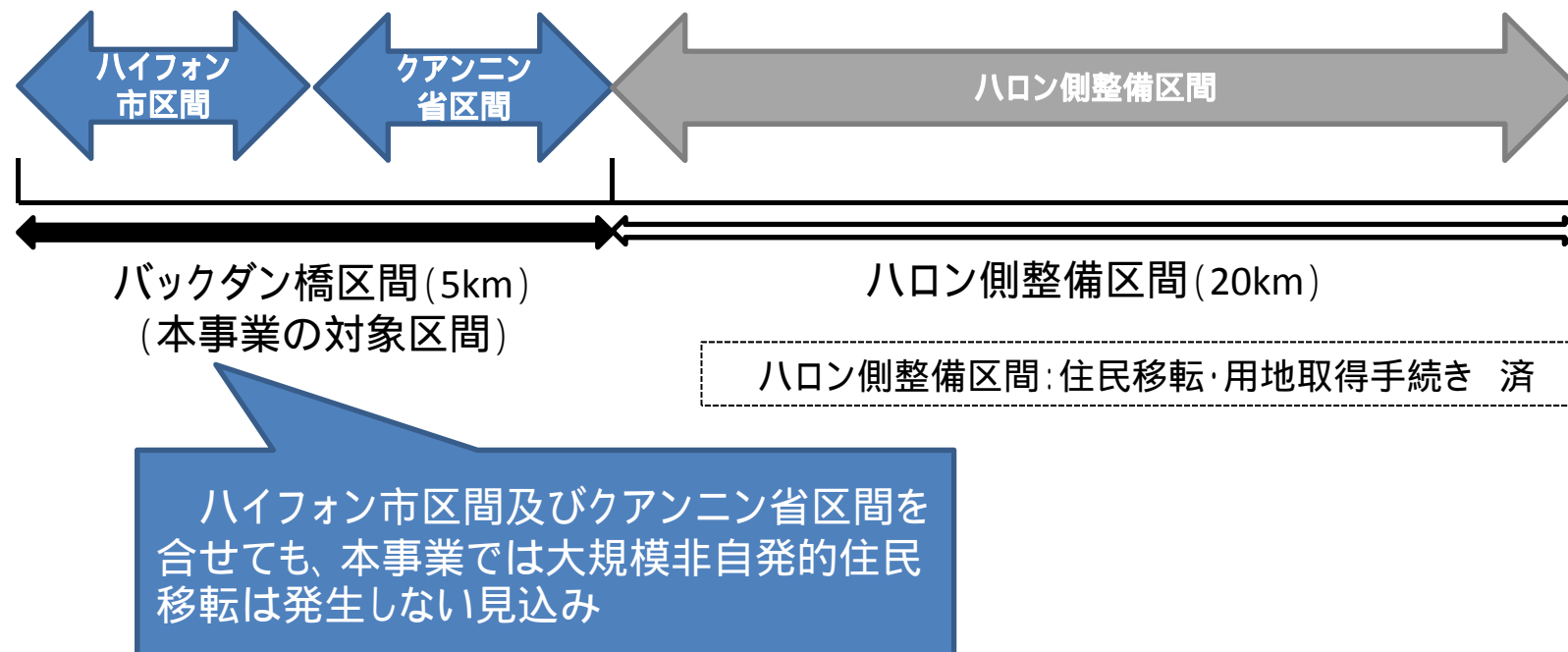
■ 環境社会配慮の調査内容

既存の環境影響評価報告書(EIA)のレビュー及び補足調査
簡易住民移転計画案の作成(5km部分)

環境社会配慮(2)

■ 用地取得・住民移転の現状

- ・ ハイフォン市区間:住民移転・用地取得手続き 未
- ・ クアンニン省区間:用地取得手続き 済



環境社会配慮(3)

■ 既往EIA報告書の状況

既往EIAは、ハロン - ハイフォン高速道路(全延長25km区間)に対して実施され、2011年12月12日付けで、自然資源環境省(MONRE)より承認が下りている。

■ 既往EIA報告書の内容

- ・ 事業概要
- ・ 環境影響評価
- ・ モニタリング計画
- ・ 自然条件、環境・社会経済状況
- ・ 負の影響の最小化、環境問題の予防と対処法
- ・ 地域協議結果

■ 補足調査の必要な事項(案)

- ・ 代替案の比較検討
- ・ 簡易住民移転計画

ナイジェリア連邦共和国送電網強化事業

(有償資金協力 協力準備調査)

環境社会配慮助言委員会
案件概要資料

2014年8月4日
アフリカ部アフリカ第一課

独立行政法人 国際協力機構

目次

- 1 ．事業の背景
- 2 ．事業の概要
- 3 ．調査の概要
- 4 ．環境社会配慮の概要
- 5 ．スケジュール

1 . 事業の背景

(1) ナイジェリア電力セクターの課題

- ✓ ナイジェリアの電力需要は最大12,800MWと推定されるに対し、発電設備容量は6,579MW、送電容量は4,517MWに留まっており（いずれも2013年）、全土で計画停電が恒常化。

(2) ナイジェリア政府の開発政策

- ✓ ナイジェリア政府は、2010年に長期国家開発計画「Nigeria Vision 20: 2020」及び同計画の実行計画である「The First National Implementation Plan for NV20: 2020 (2010-2013)」を発表。インフラ整備（電力・運輸）を最優先課題の一つに位置づけ。
- ✓ 発電設備容量は5,000MWを増強する計画がある一方、不十分な送電設備は依然として電力事情改善のボトルネック。

1 . 事業の背景（続）

（３）我が国の協力方針

- ✓ 「対ナイジェリア国別援助方針（2012年12月）」では「基幹インフラ整備」が重点分野。また、TICAD において「インフラ分野において6,500億円の公的資金を投入」とのコミットメントが示されており、本事業はこれらの方針に合致。

（４）本事業の意義

- ✓ 本事業の協力対象地域としてナイジェリア南西部を想定。特にラゴス州及びオグン州はナイジェリアGDPの約50%強を産出し、人口1,000万人を超える（2009年）同国最大都市ラゴスを擁する西アフリカ経済活動の中心地。
- ✓ 同地域には、日本企業を含む多くの外国企業が進出。他方、電力不足は安定した経済活動や住民の生活の質の向上にとって大きな支障となっている。

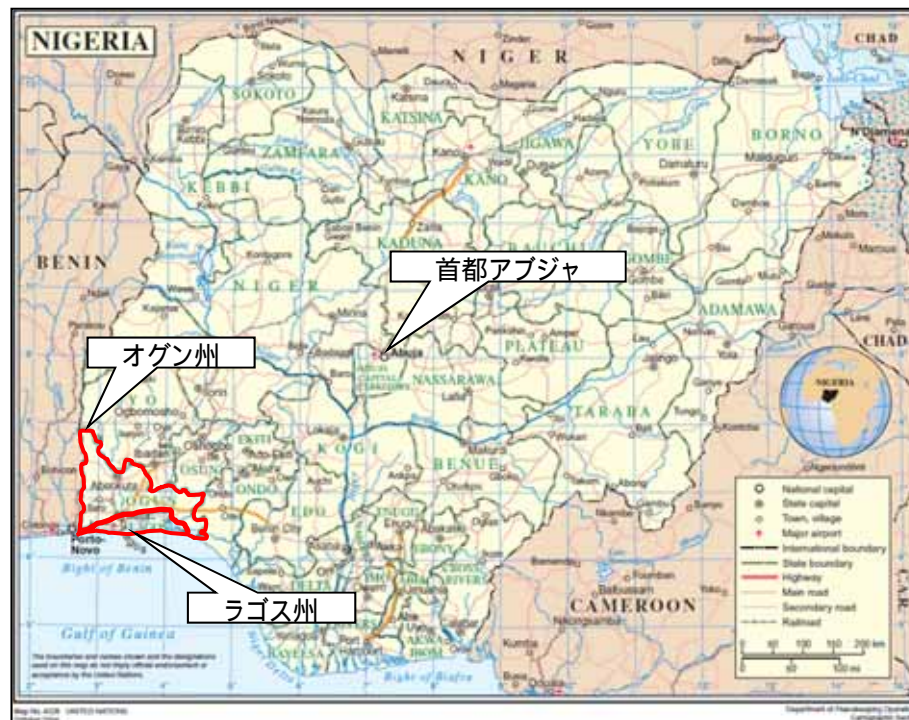
2. 事業の概要

(1) 目的

- ✓ ナイジェリア南西部の送電容量の増強、電力供給信頼度の向上および送電損失の改善を図り、もって同地域における経済・社会開発の促進に寄与するもの。

(2) 対象地域

- ✓ ナイジェリア南西部（ラゴス州、オグン州を想定）

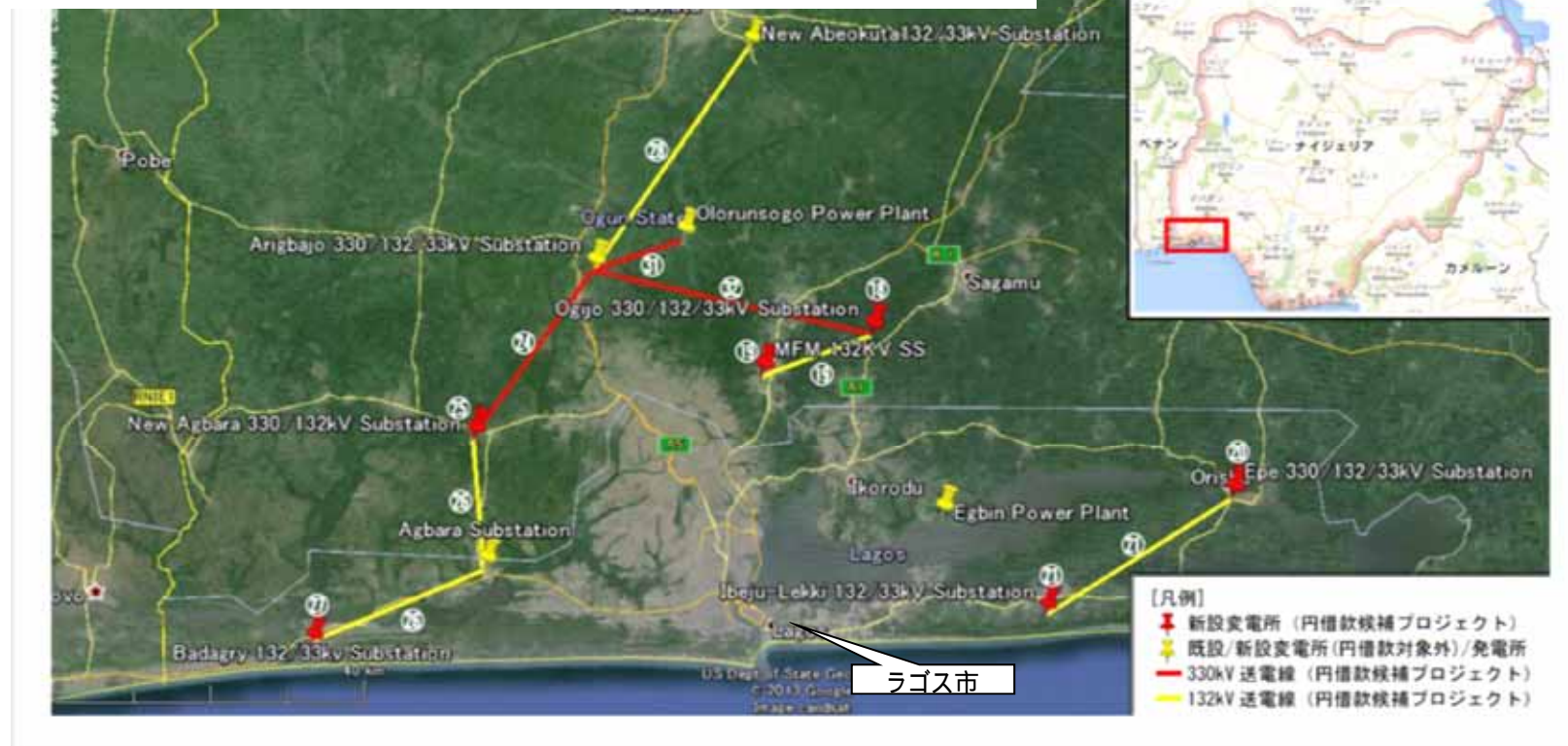


2. 事業の概要（続）

（３）対象スコープ案

- ✓ 送電線網整備事業（送電施設、変電施設等）
- ✓ コンサルティングサービス

【協力準備調査開始の時点で確認できた対象候補施設位置】



- 新規の送電線敷設最長約合計220km、既設送電線の張替最長合計約30km
 - 新規変電所建設最大6か所
- 最終的な施設の決定は協力準備調査を通じて行う

2. 事業の概要（続）

（４）事業実施体制

- ✓ 借入人： ナイジェリア連邦政府
- ✓ 事業実施機関： 連邦電力省（Federal Ministry of Power）
ナイジェリア送電公社
（Nigeria Transmission Company）

3 . 調査の概要

(1) 調査目的

- ✓ 事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するためのfeasibilityの確認を行うこと。

(2) 調査内容

- 1) 事業背景と事業実施妥当性の確認及び事業対象施設の選定
- 2) 事業対象系統及び既存設備の現状調査の実施
- 3) 事業対象にかかる以下の項目を含む概略設計及び最適案の選定
- 4) 概略設計を踏まえた以下の内容にかかる自然条件調査の実施
- 5) 概略設計を踏まえた事業概要（主要施設の内容、コンサルティングサービスの内容含む）の策定
- 6) 概略設計を踏まえた送電ルート図、鉄塔の一般図、鉄塔基礎図の作成
- 7) 概略設計に基づく施工方法の検討
- 8) 環境アセスメント報告書案の作成
- 9) 住民移転計画案の作成
- 10) 事業実施スケジュールの検討
- 11) 概略事業費の積算
- 12) 本体事業実施方針の策定
- 13) 事業実施・維持管理体制の検討
- 14) 事業効果、財務・経済分析の実施

4．環境社会配慮の概要

(1) 適用ガイドライン

- ✓ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)

(2) カテゴリ分類

- ✓ カテゴリ分類：A
- ✓ 分類の根拠：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる送変電・配電セクター、及び影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当することが想定されるため。

4 . 環境社会配慮の概要（続）

（3）環境社会配慮

主に以下の点について協力準備調査の中で確認、対応する。

【社会配慮】

- ✓ 候補施設周辺の住民及び政府機関関係者に対するヒアリング等を実施。土地利用、家屋、公共施設、宗教施設等、周辺環境の確認を行う。
- ✓ 考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域、少数民族や先住民族及び伝統的な生活様式を持つ人々の生活地域、もしくは特別な社会的価値のある地域が無いことを確認し、そのような土地はあらかじめ事業用地としない等、社会的影響を最小限にする予定。
- ✓ 送電線の中心から左右15m（132kV）または25m（330kV）は住民移転が必要。協力準備調査を通じて路線形状を確認次第、住民移転規模及び影響を特定する。
- ✓ 鉄塔及び変電所建設用地取得に際して、用地取得（農地）及び住民移転が発生する可能性あり。協力準備調査を通じて事業地が確認され次第、住民移転規模及び影響を特定する。

4．環境社会配慮の概要（続）

【環境配慮】

- ✓ 候補施設周辺の住民及び政府機関関係者に対するヒアリング等を実施。
- ✓ 原生林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地、国内法・国際条約等において保護が必要とされている貴重種の生息地、大規模な土壌侵食の発生する恐れのある地域、砂漠化傾向の著しい地域が無いことを確認し、そのような土地はあらかじめ事業用地としない等、環境影響を最小限とする予定。
- ✓ 鉄塔及び変電所建設用地の取得に際して森林伐採が必要となる可能性あり。協力準備調査を通じて鉄塔の設置場所及び対象変電所が決定され次第、影響を特定する。
- ✓ 調査スコーピング案の決定前及び最終報告書案の段階で、ステークホルダー協議を行う予定。その中で、現地ステークホルダーとの意見交換を行い、協議結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

5. スケジュール

年	2014							2015					
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
国内作業		□		□					□		□	□	
現地業務		■			■					■		■	
ステークホルダー協議					▨					▨			
報告書		▲ IC/R							▲ IT/R	▲ DF/R			▲ F/R
W/G (スコーピング案)				▲									
W/G (DFR)										▲			

ケニア第二次オルカリア地熱発電事業

(有償資金協力 協力準備調査)

環境社会配慮助言委員会
案件概要資料

2014年8月4日
アフリカ部アフリカ第一課

独立行政法人 国際協力機構

目次

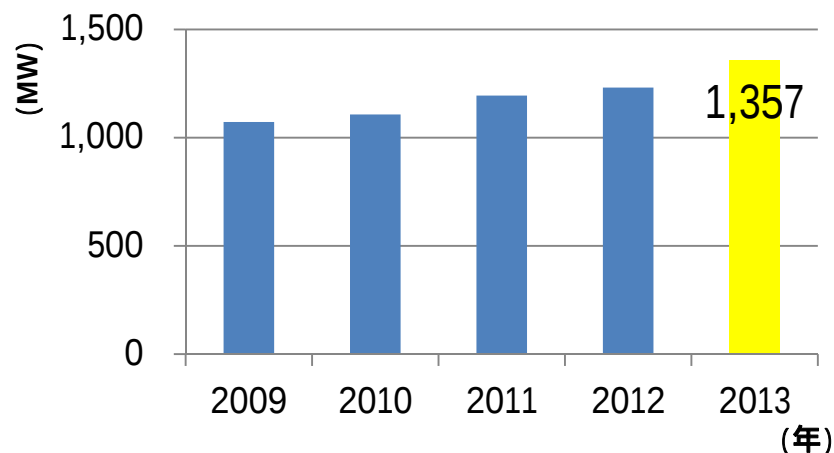
- 1 ．事業の背景
- 2 ．事業の概要
- 3 ．調査の概要
- 4 ．環境社会配慮の概要
- 5 ．スケジュール

1. 事業の背景

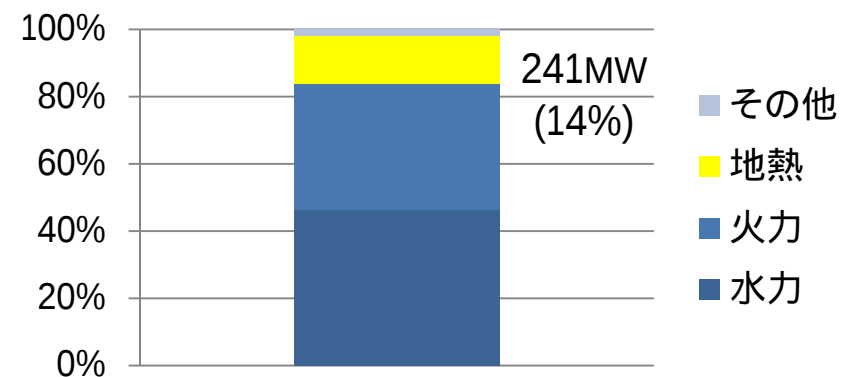
(1) ケニア電力セクターの現状

- ✓ ケニアでは経済成長に伴い、電力需要が1970年以来平均8%以上成長しており、2013年には最大需要で約1,357MWまで増加。
- ✓ 電源構成は総発電容量1,664MWのうち、46% (770MW) は水力発電が占めており、その他では火力37% (622MW)、地熱14% (241MW) 等となっている(2013年現在)。

ケニア: 電力最大需要の変遷



ケニア: 2013年時点の電源構成



1 . 事業の背景（続）

（２）ケニア電力セクターの課題

- ✓ 近年頻発する干ばつの影響で水力発電の稼働が限定的となっており、電力不足が深刻化している。また、ケニア政府の試算では、2010年から2020年の電力需要は毎年14.5%増加する見込みとなっており、同国の電力供給の安定化を促進するためには、新規電源開発が喫緊の課題となっている。
- ✓ 東アフリカの大地溝帯（グレートリフトバレー）の位置するケニアでは、大規模な地熱ポテンシャルが確認されており、天候に左右されない安定的な発電エネルギーとして地熱開発の優先度が高まっている。

1 . 事業の背景（続）

（３）ケニア政府の開発政策

- ✓ ケニアの国家開発計画として2008年に発表された「Vision2030」は、2030年までに国際的な競争力の獲得と経済的繁栄を達成することを上位目標としている。電力セクターは経済的基盤の一つとして位置づけられており、成長を維持するために必要な電力確保、地方電化率の向上、都市部における電力サービスの改善等に取り組むこととしている。
- ✓ 具体的な電力開発は、同国政府の「最少費用電力開発計画（Least Cost Power Development Plan：LCPDP）」を基に推進されているが、同計画の最新版では、多種にわたる電源や送電線の開発計画が明確化されていると共に、オルカリア地熱開発は、同計画における最優先事業の一つに位置づけられている。

（４）我が国の協力方針

- ✓ 対ケニア国別援助方針では、「経済インフラ整備」が重点分野とされ、「発電送電能力向上プログラム」にて、経済成長を維持するために不可欠な安定した電力供給を促進する旨が示されており、本事業を実施することは、我が国の援助方針にも合致している。

2 . 事業の概要

(1) 目的

- ✓ ケニア中部のリフトバレー州オルカリア地熱地帯において、地熱発電所の建設を行うことにより、同国の電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り、もって投資環境の改善等を通じた同国の経済発展に寄与するもの。本事業は、再生可能エネルギーの利用を促進するものであり、地球環境負荷の軽減にも貢献する。

(2) 対象地域

- ✓ リフトバレー州ナクル郡
オルカリア地熱地帯



2 . 事業の概要（続）

（ 3 ）対象スコープ案（詳細は協力準備調査で確認）

- ✓ 土木工事（オルカリア（仮称）（70MW×2）にかかる発電所建設、生産井・還元井掘削、集蒸気システム建設、送電線建設等）
- ✓ コンサルティング・サービス（概略設計、入札補助、施工監理等）

（ 4 ）事業実施体制

- ✓ 借入人・事業実施機関：ケニア発電公社

（Kenya Electricity Generating Company Ltd.: KenGen）

- ✓ 保証人：ケニア共和国政府（Government of the Republic of Kenya）
- ✓ 運営・維持管理体制：ケニア発電公社（KenGen）地熱運営部門が管轄

3 . 調査の概要

(1) 調査目的

事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、将来的に有償資金協力事業として実施するためのfeasibilityの確認を行うこと。

(2) 調査内容

- a. 事業背景と事業実施妥当性の確認
- b. オルカリア地熱地帯における地熱資源に関するレビュー
- c. 既存資料に基づくオルカリア地熱発電所建設計画の検討（レビュー）
- d. 事業概要計画の策定
- e. 事業実施スケジュールの策定
- f. 事業実施、運営維持管理体制の検討（レビュー）
- g. 概略事業費の積算
- h. 調達パッケージの検討
- i. 環境影響評価報告書のレビュー及び補足調査の実施
- j. 非自発的住民移転実施状況確認調査の実施
- k. 事業効果の目標設定、算出

4 . 環境社会配慮の概要

(1) 適用ガイドライン

- ✓ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）

(2) カテゴリ分類

- ✓ カテゴリ分類：A
- ✓ 分類の根拠：「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）にて掲げる火力発電（地熱含む）セクターに該当

(3) 環境社会配慮

主に以下の点について協力準備調査の中で確認、対応する。

【環境配慮】

- ✓ オルカリア地熱地帯は、その一部がヘルズゲート国立公園として指定されているが、先方政府が実施した既存調査結果を基に、本事業は国立公園外で実施することを予定している。
- ✓ 実施機関により作成された環境社会影響評価報告書（ESIA）の内容をレビューし、汚染対策等を確認するとともに、JICA環境社会配慮ガイドラインとのかい離がある部分については追加調査を行う。

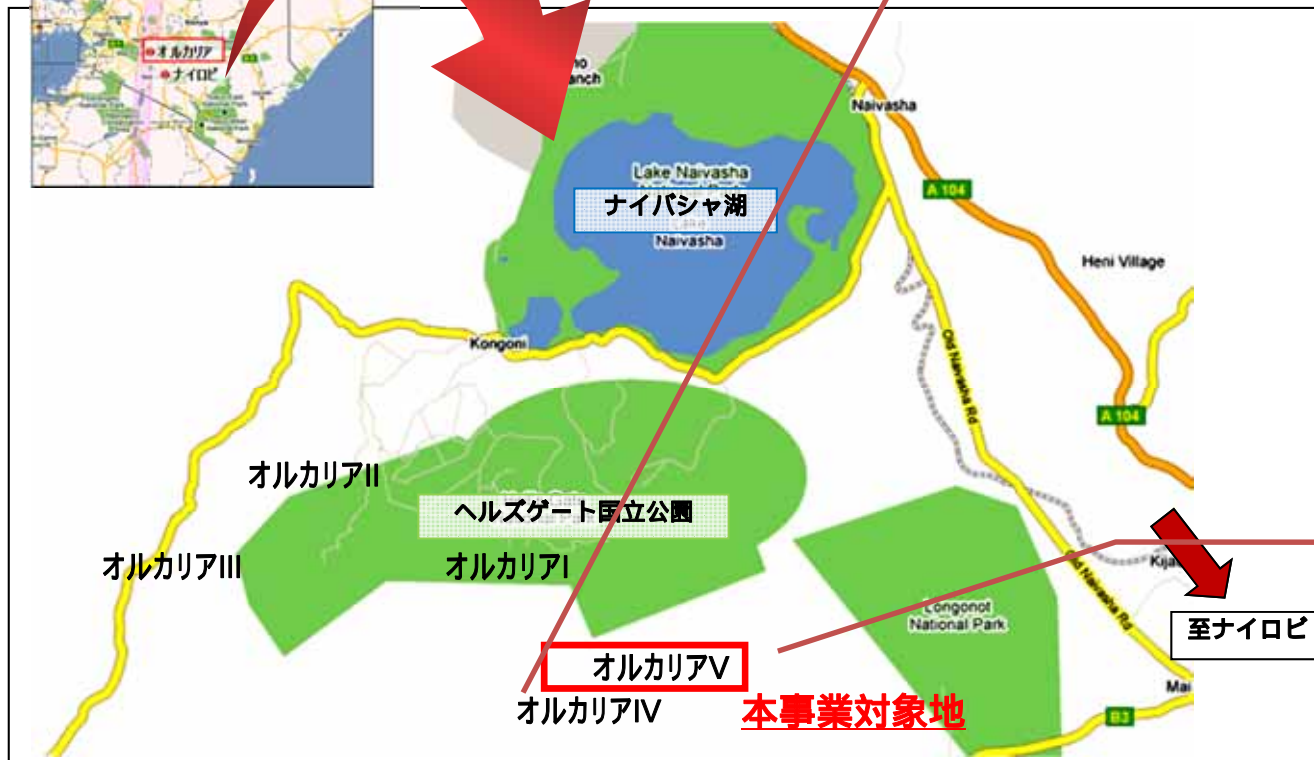
4 . 環境社会配慮の概要（続）

【社会配慮】

- ✓ オルカリア地熱地帯周辺には、マサイ族の集落が存在する。なお、マサイ族はケニア国内では ” Indigenous people ” とは定義されておらず、同地域で世界銀行が先行事業を実施した際にも通常の住民移転計画の枠内で被影響住民として扱っていることから、本事業も同様の取扱いとなる予定。
- ✓ 今回の事業対象地と隣接したサイトで実施しているオルカリアIVの事業実施に際して、本事業対象地の用地取得及び住民移転を実施済のため、今後新たな移転住民は発生しない見込み。協力準備調査で、オルカリアIVの際に行われた住民移転の状況確認及び移転後の追跡調査を実施予定。
- ✓ 用地取得及び住民移転状況を調査の結果、JICA環境ガイドラインとの著しいかい離が確認された場合には、そのギャップを解消するアクションプランを作成する。

4 . 環境社会配慮の概要～サイト状況～

オルカリア地域周辺図



2014年内完成予定の
オルカリアIV
(140MW)の様子



オルカリアV建設予定
地域の様子

5 . スケジュール

項目	2014年						2015年
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
国内作業							
現地作業							
インセプションレポート		▲					
インテリムレポート				▲			
ドラフト・ファイナルレポート					▲		
ファイナルレポート							▲
ステークホルダー協議				▲		▲	
W/G (スコーピング案)			▲				
W/G (DFR)					▲		



ネパール連邦共和国

**スルヤビナヤック - ドゥリケル道路
改修計画準備調査**

(無償資金協力)

2014年8月4日

国際協力機構
社会基盤・平和構築部
運輸交通・情報通信グループ

Japan International Cooperation Agency

*

説明項目

*

1. 事業の背景
2. 事業の概要
3. 調査の概要
4. 本プロジェクト対象地域の現況
5. 環境社会配慮
6. 調査工程

【道路整備の重要性】

- ◆ 大部分を道路交通に依存しており、既存道路網の改善と新規道路網の整備は重要な課題。
- ◆ 経済発展上重要な、首都カトマンズと南部地域及びインド国境を結ぶ幹線道路は事実上1ルートのみだが、移動に時間がかかり輸送コストが高く、雨期の土砂災害による寸断があるなど物流が不安定などの問題を抱えている。
- ◆ 国家運輸計画等でもその重要性および、事業対象区間であるスルヤビナヤック-ドゥリケル道路（SD道路）区間を含む代替ルート建設の必要性がうたわれている。

【SD道路の現状】

- ◆ 首都の人口増加に伴う交通量増加を背景として、郊外の住宅地開発が進んでいることもあり、2012年の調査におけるSD道路の交通量は1万台／日以上を記録。
- ◆ 2015年に、これまで我が国無償資金協力で整備してきたSD道路に繋がる約160kmシンズリ道路の全線開通するため、さらに交通量は増加する見込み。
- ◆ SD道路区間は現在2車線であるが、これを拡張し円滑な交通を確保するため、ネパール政府はまず2012年に現地コンサルタントを雇い、調査・設計を実施しており、これに基づいて要請が挙げられた。

【事業目的】

- スルヤビナヤック - ドゥリケル間の幹線道路を、現行のアスファルト舗装2車線から4車線に拡幅する事により、通行時間の短縮を図り、安定した物流網を構築する。

【プロジェクトサイト/対象地域名】

- カトマンズ盆地東部スルヤビナック - ドゥリケル間幹線道路

【事業概要】

- スルヤビナヤック - ドゥリケル間の幹線道路約16kmの拡幅及び信号、街灯、側道、歩道橋などの設計・施工。

【事業実施機関】

- 公共事業運輸省 道路局

(DOR : Department of Roads, Ministry of Physical Infrastructure and Transport)

【調査目的】

- 一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、人的・技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

【調査内容】

- サイト状況調査（既存道路施設、交通量、自然条件調査等）
- 要請内容、先方実施体制確認、関連事業調査等
- 環境社会配慮
- 概略設計、本体事業費積算

【西側：既存幹線ルート】世銀、ADB等が道路整備支援を行っていることに加え、JICAもトンネル建設の調査実施中

【中央：検討中のルート】DORが民間事業として整備計画中。複数のトンネル建設を要するなど開発には困難が多く現状実施見込みは立っていない。



【東側：事業対象道路を含む、建設中の一連の幹線道路】

我が国無償資金協力によるカトマンズ～スルヤビナヤック間及びドゥリケル～バルディバス間の建設、および道路維持管理能力向上のための技術協力を実施中である。

3 本プロジェクト 対象地域の現状



【適用ガイドライン】

「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）

【カテゴリ分類】：A

上記ガイドラインに掲げる道路セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）に該当するため。

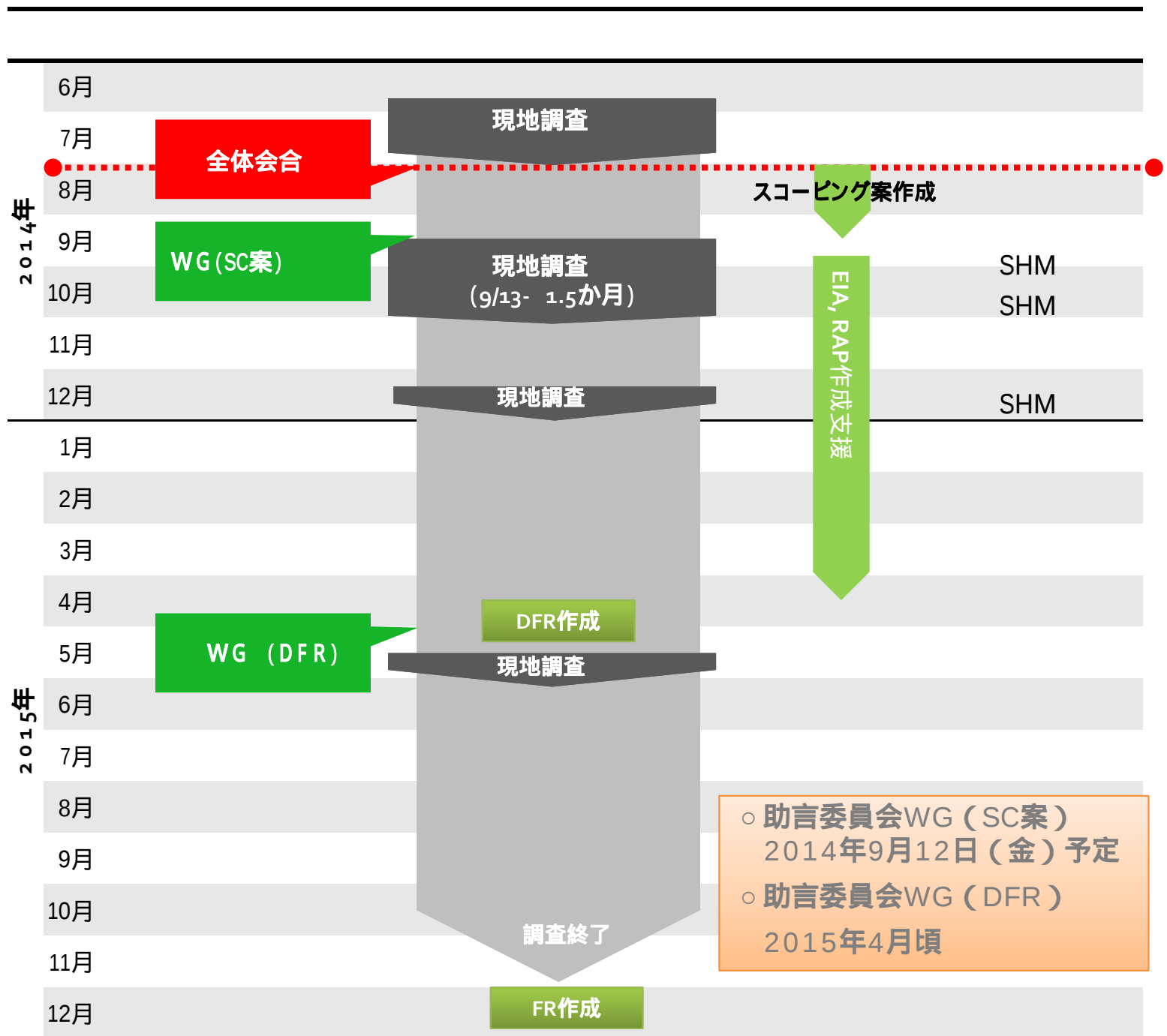
【環境配慮について】

- National Highway またはMain Feeder Roads新設の場合EIAが要求される。承認は科学・技術・環境省（MOSTE）。

【社会配慮について】

- 影響戸数：約200戸
- 本年9月以降、ステークホルダー協議、資産調査（Inventory of Loss）、社会経済調査等を実施し、住民移転計画案の作成を行う。

5 調査工程



国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて(6)

2014年8月4日

独立行政法人国際協力機構
審査部

本日の説明内容

1. 検討の経緯
2. 見直しの枠組み
3. アンケート結果(開発途上国、JICA)
4. 助言委員会での議論の進め方

1. 検討の経緯 / (1) 見直しの背景

ガイドラインの規定(2010年4月制定、7月施行。)

2.10 ガイドラインの適用と見直し

1. (略)

2. 本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改定を行う。改定にあたっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いた上で、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う。

3. 本ガイドラインの運用上の課題や手法を調査研究し、ガイドラインの改定に反映させる。

運用面の見直しの位置づけ

運用面で現に生じている不都合のうち、10年以内の「包括的な検討」を待たずに対応すべきものについて、その解消を図る作業

1. 検討の経緯 / (2) 全体会合の議論

全体会合	主な説明・協議内容
第45回(2014年3月)	・ガイドラインの規定と見直しの位置づけ ・スケジュールの概要
第46回(2014年4月)	・論点提供依頼 ・検討体制の概要 ・スケジュール(～7月)
第47回(2014年5月)	・論点整理結果(暫定)
第48回(2014年6月)	・検討体制(助言委員会設置要項改正案) ・論点整理結果
第49回(2014年7月)	・JICA内・途上国アンケートの経過報告 ・ワーキンググループ日程案 ・ワーキンググループメンバー募集

2. 見直しの枠組み

項 目	内 容								
(1) 基本方針	・原則としてガイドライン自体は改定せず、ガイドラインの解釈と運用について、実際に不都合が生じているものを整理 ・10年以内の「包括的な検討」につながるものとする								
(2) 対象(論点)	・ガイドラインの解釈または運用に関する事項のうち、 >助言委員会でこれまでに提起された論点 >助言委員会、開発途上国政府、JICA内の追加意見								
(3) 体制	・JICAが見直しの主体 ・助言委員会は、JICAの見直し案に対して必要に応じ助言 ・助言委員会内にワーキンググループを設置								
(4) 成果物	・良くある問答集(FAQ)改定版 ・助言委員会での配布資料・助言・議事録等を束ねた冊子								
(5) スケジュール	<table border="0"> <tr> <td>2014年3月～2014年7月</td><td>枠組みの検討・論点抽出</td></tr> <tr> <td>2014年8月</td><td>見直し開始をホームページで公表</td></tr> <tr> <td>2014年8月～2015年3月</td><td>助言委員会での議論、とりまとめ</td></tr> <tr> <td>2015年4月～</td><td>見直し結果の公表</td></tr> </table>	2014年3月～2014年7月	枠組みの検討・論点抽出	2014年8月	見直し開始をホームページで公表	2014年8月～2015年3月	助言委員会での議論、とりまとめ	2015年4月～	見直し結果の公表
2014年3月～2014年7月	枠組みの検討・論点抽出								
2014年8月	見直し開始をホームページで公表								
2014年8月～2015年3月	助言委員会での議論、とりまとめ								
2015年4月～	見直し結果の公表								

3. アンケート結果

(1) アンケートの結果

- JICA内アンケート： 資料
- 開発途上国政府アンケート： 資料

(2) 見直しへの反映

- 多くの意見が助言委員会で提起された論点に関連するもの。これらは各論点を議論する際の材料とする。
- その他の意見については、現時点では新たな論点として追加するものはないと思われるが、JICA内で対応を検討し、必要に応じ助言委員会に提示する。

4 . 助言委員会での議論の進め方

- 環境社会配慮助言委員会設置要項(2014年7月9日改正) (資料)
- 運用面の見直しの論点(資料)
- ワーキンググループ日程案(資料)
- 運用面の見直しワーキンググループにかかる共有事項案(資料)

2014 年 7 月 30 日
国際協力機構審査部

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し JICA 内アンケート

1. 調査方法

- (1) 目的： 運用面の見直しをより効果的なものとするため、ガイドラインを実際に運用している JICA 内関係部署の意見を聴取する。
- (2) 対象： 本部・在外事務所
- (3) 方法： 意見募集通知
- (4) 実施時期： 2014 年 5 月 19 日～5 月 30 日（6 月 27 日まで受付延長）
- (5) 回答総数： 6 件
- (6) 質問内容： ガイドライン運用上の不都合等、運用面の見直しで採り上げるべき課題（自由意見記入方式）

2. 結果（提出された意見）

- (1) 途上国の国内法令と JICA ガイドラインの要求水準の違い等により協議が難航する場合が多い（下記事例参照）。
 - 社会面が理由でカテゴリ A に分類された案件について、相手国法制度で規定がない場合、環境面を主な対象とする環境影響評価（EIA）の報告書作成を義務付けることは特に困難となっている。
 - 国内法令で定める水準を超える補償は、実施機関の責任で決められず。
 - 不動産の市場価格が存在せず、再取得価格の調査方法が確立していないため、再取得価格について合意することが難しい。
 - F/S 段階でのカットオフデート（補償対象の基準日）の宣言について、事業実施の正式決定後に宣言すべきものとして実施機関が拒否し、被影響住民数を確定できず。
- (2) 戦略的環境アセスメント（SEA）について、概念の理解や実施の方法にばらつきがみられるため、周知を図る必要がある。
- (3) 電磁波、環境経済評価等、課題によっては、助言委員会の枠組みにとらわれず、当該分野の専門家に意見を求める必要がある。
- (4) 助言委員会からは、個別プロジェクトに係る環境社会配慮ばかりでなく、高い開発効果を発現させるという開発の意義も考慮した助言を頂きたい。
- (5) 環境影響評価のベースラインデータは、案件によりばらつきが生じないよう、統一感のある合理的な設定を図る必要がある。

以 上

2014 年 7 月 31 日
国際協力機構審査部

環境社会配慮ガイドラインの運用面の見直し 開発途上国政府アンケート

1. 調査方法

- (1) 目的：運用面の見直しをより効果的なものとするため、ガイドラインを実際に運用している開発途上国政府の意見を聴取する。
- (2) 対象：カテゴリ A 案件（PPP インフラ事業を除く）のプロジェクト実施機関
- (3) 方法：在外事務所からのアンケート票の送付
- (4) 実施期間：2014 年 6 月 3 日～6 月 25 日（7 月 6 日まで受付延長）
- (5) 送付総数：22 ヶ国 44 機関
- (6) 回答総数：7 ヶ国 14 機関（回答率約 32%）
- (7) 質問内容：ガイドラインの「別紙 1」¹、「別紙 2」²の内容を中心に、ガイドライン運用上の不都合等（自由意見記入方式）（別紙 1：アンケート票）

2. 結果（提出された意見）

多く寄せられた意見は以下のとおり（別紙 2：意見一覧）。

土地取得・住民移転等に係る自国の国内法と JICA 環境ガイドラインの乖離を埋めることが困難

「不可分一体の事業」「複数の代替案」「予測が困難であった事態」「苦情処理メカニズム」等の用語の詳細な定義が不明

モニタリング実施に係る体制等の詳細を明確にすべき

上記以外には、コメント・質問的な意見のほか、環境社会配慮の実施における技術的な助言（環境管理計画・モニタリング計画の策定方法や情報公開・ステークホルダー協議の実施方法、先住民族配慮、文化遺産の保護策等）を求める声もあった。JICA としても国際機関や他ドナーが作成しているマニュアル等を参照しつつ、通常の協力事業等を通して途上国の支援を継続していく。

¹ 別紙 1：対象プロジェクトに求められる環境社会配慮（＝相手国等に求める要件）

² 別紙 2：カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書（＝環境アセスメント報告書に満たされているべき項目）

なお、少数ながらも、他ドナーの支援等により、自国の法制度は国際機関等のセーフガードポリシーと同等の水準に整えられているため、JICA 環境ガイドラインの運用面では特段問題が生じていない、といった意見も見受けられた。

以 上

Q1	Environmental and Social Considerations Required for Intended Projects (Appendix 1)	Q1-1. If you face/faced any difficulties or challenges regarding Appendix 1 of the Guidelines during preparation/implementation of the projects, please describe the details.	Q1-2. Please provide any comments or recommendations regarding Appendix 1 of the Guidelines.
Example	Scope of Impacts to Be Assessed	The paragraph 2. says "... the impacts of projects that are indivisible from the project are also to be examined and assessed to a reasonable extent." However, it is not clear what are "projects that are indivisible from the project."	JICA should provide the definition of "projects that are indivisible from the project."
1	Underlying Principles		
2	Examination of Measures		
3	Scope of Impacts to Be Assessed		
4	Compliance with Laws, Standards, and Plans		
5	Social Acceptability		
6	Ecosystem and Biota		
7	Involuntary Resettlement		
8	Indigenous Peoples		
9	Monitoring		

Q2-1.If you face/faced any difficulties or challenges regarding Appendix 2 of the Guidelines during preparation/implementation of the projects, please describe the details.

Q2-2.Please provide any comments or recommendations regarding Appendix 2 of the Guidelines.

Q3.Please provide any comments or recommendations on any other parts of the Guidelines and activities concerning environmental and social considerations in JICA-assisted projects.

開発途上国政府アンケートの結果（詳細）

別紙 1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

（１）基本的事項

- 環境社会影響について「できる限り早期から」調査検討するとあるが、定義が不明。
- 緩和策の検討にあたっては、緩和策自体の代替案の検討は省略できるはず¹。
- 「プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和」の「密接な調和」の趣旨が不明確。
- 「専門家等からなる委員会」を設置する基準やメカニズムが不明。
- 「専門家等からなる委員会」は JICA が設置すべき。
- 「専門家等からなる委員会」の対象となる「異論が多いプロジェクト」の定義が不明。
- 専門家、ステークホルダー、政府からなる委員会を設置すべき。
- 全プロジェクトに対して「専門家等からなる委員会」を設置すべき。
- 「専門家等からなる委員会」に関し、下記を明確にすべき。
委員メンバーについて。
費用はどこが負担するのか。
我が国の法制度や規制と助言委員会の意見との間に相違がある場合、どのように意思決定すれば良いのか。（ ）²
- 「社会的合意に際し問題・紛争が生じている場合仲裁・交渉等による解消を図る」という趣旨の文言を入れるべき。
- 規定されている方針は明確。

（２）対策の検討

- 「複数の代替案」の定義が不明。
- 代償措置は代替案としてではなく重要な方策として、緩和策に含まれているべき。
- JICA は環境管理計画及び環境モニタリング計画作成の初期段階で、技術的なガイダンスを示すべき。
- 「対策の検討」と「検討する影響のスコープ」の順序を逆にすべき。
- 「対策の検討」の「対策」の意味が不明確なので、「プロジェクトによる負の影響回避のための緩和策の検討」とすべき。

¹ 文意不明瞭

² 網掛けの意見は 2014 年 7 月 30 日「環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点」の各論点に関連するもの。括弧内丸数字は同資料中の論点番号。

- モニタリング体制の詳細が不明。
- Project office 等は主要プロジェクト完成後には閉鎖されるため、モニタリング等のプロジェクトのフォローアップをする機関がいなくなる。
- 全プロジェクトで環境管理計画が作成されるべきである。
- JICA は環境管理計画および環境モニタリング計画の実施費用の支援を行うべき。
- 環境管理計画および環境モニタリング計画は環境影響評価（EIA）の重要な要素として含まれているべきであり、他の文書の一部として記録するべきではない。

（３） 検討する影響のスコープ

- 第１パラグラフは長文過ぎるため、記載内容を省略すべき。
- 社会的に脆弱なグループとして、障がい者等も考慮すべき。
- プロジェクトの影響は工事前、工事中、供用後、廃棄時といったフェーズ毎に評価すべき。（ ）
- ステークホルダーの代表者等を含んだ検討会を実施して、技術的観点を取り入れた上でスコーピングを実施すべき。
- 環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響について、JICA 環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。（ ）
- 二次的影響は事業サイクルを超えるもので、影響評価を行うのが困難である。（ ）
- 「不可分一体の事業」の定義が不明。（ ）

（４） 法令、基準、計画等との整合

- 住民移転計画作成に係る法令、基準が限られているため、プロジェクトの一環として、現地の法律や規制の構築を JICA に支援してほしい。（ ）
- 国内法で環境社会配慮に関する言及がない場合の対応が難しい。（ ）
- ドナーによって環境社会配慮による基準が異なっており、それぞれの基準にあわせた対応を個別にとる必要がある。
- 自然保護区等に登録されている地域でもプロジェクトを域内で実施可能な場合もあるため、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。」という記載について再検討すべき。（ ）
- 文化遺産がプロジェクトの施工中に発見された場合の対応策について明記すべき。
- 保護区での事業実施は避けるべき。（ ）
- 明確かつ適切に規定されている。

(5) 社会的合意

- 社会的合意に関する調査・報告は、影響を受けるコミュニティやその他ステークホルダーが理解できるように努めるべき。
- 住民協議結果の反映には時間を要する点に留意すべき。
- JICA はステークホルダーとの必要な協議の回数について詳細を明記すべき。
- 被影響住民の優先雇用、奨学金、コミュニティ開発事業といった支援を検討すべき。
- 社会的に脆弱なグループとして、障害者の世帯など JICA 環境ガイドラインの記載されている対象以外も考慮すべき。()
- 社会的に脆弱なグループの意思決定プロセスに対する実施機関の関与が乏しい。()
- 社会的合意の形成における社会的弱者への配慮について、JICA 環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。()
- 情報公開の方法やレベルを JICA は詳細に説明すべき。
- 調査実施前に予備的スコーピングを実施すべき。

(6) 生態系及び生物相

- 「プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」との方針について、政府として極めて重要なプロジェクトについても事業実施を中止せざるを得ないケースがあり、環境保全にとっても社会にとっても損失である。()
- 「著しい」という用語は短期的・長期的影響を踏まえて決定すべき。()
- 森林伐採が生じる場合は伐採した分の植林が行われるべき。()
- 「森林の違法伐採は回避しなければならない」の文言は見直すべき³。
- 浚渫や河川の流出、鉱山の廃石、海洋や河川への廃棄物の投棄による海洋への影響の考慮についても規定すべき。
- 各実施機関は各影響項目に関する包括的かつ最新のベースライン情報を提供すべき。

(7) 非自発的住民移転

- 「損失を補償するために、対象者との合意の上で」の部分は、「借入国の法規制に基づいて合意されるべき」としてほしい。(JICA 環境ガイドラインに沿った対応は困難) ()
- 全ての被影響住民から合意を得ることは困難であり、「被影響住民の大多数」と定義すべき。

³ 詳細不明

- 全てのプロジェクトで代替地を用意するのは不可能であり、代替地の提供はあくまで選択肢の一つであるべき。
- 補償・支援手段についての部分は「土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償の提供が含まれる」ではなく「土地、移転先地としての共同住宅や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償の提供が含まれる」としてほしい。
- 非合法住民も住居の損失を補償対象とすべき。
- 苦情処理メカニズムの詳細が不明。
- 移転前・移転中・移転後のモニタリングを厳しく実施すべき。
- プロジェクトの工期と調整をつけるのが困難である。
- JICA は世銀 OP4.12 に従う、といった多国間援助機関に基準をそろえるべきではなく、独自のオペレーショナルポリシーをもつべき。

（８）先住民族

- 先住民族との協議は他の住民と分けた、かつ特別な方法で行うべき。（ ）
- 先住民族から事業実施の承諾が得られない場合どのように対応すべきかが不明。
- 求められる先住民族計画についての詳細を明記すべき。
- 協力準備調査段階で作成される住民移転計画は正確ではなく、詳細設計段階で変更される可能性がある。詳細設計前に情報公開すると実施段階で問題が生じる可能性がある。世銀 OP4.10 だけではなく、国内法も考慮すべき。
- JICA は世銀 OP4.10 に従う、といった多国間援助機関に基準をそろえるべきではなく、独自のオペレーショナルポリシーをもつべき。
- 適切でありコメントなし。

（９）モニタリング

- 「予測が困難であった事態」の詳細を明記すべき。
- 「第三者」の定義が不明。
- モニタリングの詳細が不明。「緩和策のモニタリングのため、第三者によるチームを設立することが必要。同体制には幅広いステークホルダーや影響を受けるコミュニティが参加すべき。またモニタリング体制について関係者の合意文書等で確認されるべき」といった文言を追記すべき。
- 現地ステークホルダーをモニタリング対象とすることは国内法に反している⁴。
- 環境管理計画の周知方法について明記すべき。
- JICA は定期的なモニタリングを行う体制を設置すべき。

⁴ 趣旨不明

- 環境管理計画は持続可能性やレジリエンスの観点からモニタリングすべき。
- モニタリング費用も JICA の支援対象とすべき。

別紙 2 カテゴリー A に必要な環境アセスメント報告書

- 1 項目目は、「当該国に環境社会影響評価の手続き、方針等がある場合、実施機関はその遵守を求められる。実施機関は政府環境当局から書面で承認を得なくてはならない」とすべき。
- 非自発的住民移転に関し、国内法とのかい離を埋めるのに時間を要した。
()
- 非合法居住者も支援対象とすることは、彼らに対し政府が公式に支援をしていると映ってしまい、国内法の施行をかえって困難にしている。()
- 合法の住民と非合法の住民との間で不公平が生じることがある。()
- JICA 環境ガイドラインで求められる EIA の記載が、国内法上不要であるケースがあったりかえって理解を困難にしたりしているケースがある。()
- 住民移転に係る対応は相手国の状況に応じ柔軟な運用とすべき。()
- 十分な情報が公開されていない段階からステークホルダーとの協議を実施すべき。
- 影響を受けるコミュニティや住民との協議は重要である。
- 環境アセスメント報告書の閲覧場所、閲覧可能期間、ステークホルダーからのコメントへの対応主体等について詳細を明記すべき。
- カットオフデータの詳細を明記すべき。
- 生計回復プログラムの成功度合いが低い。
- 環境アセスメント報告書作成には時間を要するが、事業費の超過や負の影響の回避の点で有用である。
- 特段問題なし。

その他

- JICA 環境ガイドライン遵守のためには、JICA による支援やガイダンスは非常に重要。
- 住民移転が全て完了していなくても、負の影響が生じない部分から工事を開始できるようにしてほしい。
- 代替案の検討は EIA には含まず、F/S で記載すべき。
- 工事段階や供用後の法令順守の確認プロセスには改善の余地がある。

以 上

環境社会配慮助言委員会の設置要項

1. 目的

本要項は、国際協力機構（以下、「JICA」という。）が協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために設置する環境社会配慮助言委員会（以下、「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 委員会の業務

(1) 協力事業にかかる助言

対象とする事業

カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、以下の業務を行う。

ア) 協力準備調査に対して助言を行う。

イ) 環境レビュー段階及びモニタリング段階において、報告を受け、必要に応じて助言を行う。

ウ) 開発計画調査型技術協力に対して、本格調査段階において助言を行う。

エ) 緊急時の措置に対して、早期の段階において、カテゴリ分類、緊急の判断及び実施する手続きの報告を受け、JICA から求められた場合には助言を行う。

助言の方法

助言は文書で行う。助言を記載した文書は保存するとともに、速やかにウェブサイトで公表する。

(2) 運用面の見直しにかかる助言

JICA が行うガイドラインの運用面の見直しについて、JICA から求められた場合には助言を行う。

3. 委員会の構成と機能

委員会は、環境社会配慮及び JICA 事業に係る十分な知見を有する外部の専門家から構成される。

委員会では、B 案件のうち、助言が必要なものがあるか否かの判断を行う。

助言作業の効率化を図るため、委員会のもとに複数のワーキンググループ（WG）を設けておき、助言案を作成する。

委員会では、担当する WG を決定し、作業を依頼する。

委員会は、WG から助言案の報告を受け、その内容を確認して、助言文書を確定のうえ、JICA に助言する。

この委員会の会合で助言文書を確定できなかった場合等は、必要に応じて電子的手段によるコミュニケーションによる確定を行うことも可能とする。また、緊急を要する案件の場合は、委員長の判断により、この方法で審議を行うことができる。

4. 委員

委員の任期は原則 2 年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。

改選にあたっては委員会の継続性が維持されるよう配慮する。

委員の選考は公募を行った上で、環境社会配慮関連の外部の専門家を中心とする選考委員会で行う。ただし補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。

5. 委員長と副委員長

(1)委員会に委員長 1 名と副委員長 1 名ないし 2 名を置き、委員の互選により選定する。

(2)委員長は委員会を代表するとともに、委員会の議事進行役を務める。

(3)副委員長は委員長を補佐し、委員長がその職務を遂行できない場合は副委員長が委員長の職務を代行する。

6. WG の作業

(1)それぞれの WG は、委員のうち若干名と、その他、必要な臨時委員若干名から構成される。

(2)WG は原則として会合により助言案の作成作業を行う。また、必要に応じ、電子的手段によるコミュニケーションで会合に代えることを可とする。

(3)WG の会合は、当該 WG の構成委員の互選で選定する主査が議事進行を行い、助言案を取りまとめる。

7. 情報公開

委員会の会合はすべて公開で行われる。WG の会合も原則として公開とするが、必要に応じて一部を非公開にすることができる。

また、必要に応じて、議事進行役の判断でオブザーバーの発言を認めることができる。議事録は、発言順に発言者名を記したものを作成し、ウェブサイト上で公表する。ただし、WG は発言者名を記した議事要録でも可とする。

委員会、WG における配付資料もウェブサイト、または、その他の方法で公表する。ただし、公開が不適切なものはその限りではない。

8．事務局

委員会の事務局は、審査部環境社会配慮審査課及び環境社会配慮監理課が行う。

9．適用

委員会は、「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2004 年 4 月)に定められた審査
諮問機関の役割も果たすものとする。

以上

環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しの論点

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	途上国からの意見	備考（事務局説明等）
1．総論・体制							
A		事務局と助言委員会の組織運営について - 透明性、有責性、合議制、独立性といった基本運営原則の確認 - 助言委員会の組織、責務、意思決定方法に関するルールの規定化			-		-
		ガイドラインの運用について - ガイドライン策定後の情勢変化と動き - ガイドライン適用上の字句の曖昧さと解釈方法 - その他：全体会議での助言確定とその後の効果			-		-
2．用語解釈・範囲							
B		・ JICA 以外の開発機関によって実施される事業が JICA 事業と関連する場合、どのようなケースであれば「不可分一体」と判断するのか、そして当該「不可分一体事業」に対し、JICA としてどのような環境社会配慮が求められるか ・ JICA 事業の環境カテゴリ分類は JICA 事業以外の「不可分一体の事業」の影響も踏まえた上で行われるべきではないか	2.3 別紙 1	ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業」	第35回 第36回	・ JICA 事業に関連する開発事業についても、JICA 事業の不可分一体の事業とみなし、十分な環境社会配慮を行うべき。 ・ 不可分一体の事業の影響を考慮に入れて JICA 事業の環境カテゴリを決めるべき。	・ 「不可分一体の事業」の定義が不明。 ・ JICA は国際金融公社（IFC）の「不可分一体の事業」の定義を準用し、「仮に JICA 事業がなければその関連事業が建設される或いは拡張されることはなく」かつ「その関連事業がない場合には JICA 事業は実行可能性がないと考えられる」という2つの条件を満たした場合に、当該関連事業を不可分一体の事業と判断している。 ・ 関連事業が JICA 事業と不可分一体と判断された場合、必要に応じて先方政府に申し入れを行うが、カテゴリ分類自体は JICA 事業の影響の大きさをもって判断する。
		・ 「派生的・二次的な影響・累積的影響」とはどのようなものか ・ 「派生的・二次的な影響・累積的影響」についてはどのように環境社会配慮確認が行われるのか	2.3 別紙 1	ベトナム「ハノイ市ファックヴァン～カウゼー高速道路事業」 リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」 ネパール「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」	第28回 第30回 第42回	・ （基本的には各論で議論されていると理解しているが、例えば）道路建設に付随して起こる周辺の地域開発によって様々な施設が立地した際、大気環境等への派生的な影響も検討すべき。 ・ 流域内に複数のダムが開発された場合に、流量調整が下流域の湿地生態系に与える影響、堰が魚類の遡上に与える影響、開発集中による陸域生態系への影響等の累積の影響も調査対象とすべき。	・ 二次的影響は事業サイクルを超えるもので、影響評価を行うのが困難である。 ・ 基本的には各論で議論されているとの理解。
C		・ ガイドラインでは「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」とされているが、「重要な自然生息地」や「著しい転換または著しい劣化」とはどのようなものを指すのか	別紙1 P.19	スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」 ウガンダ「水力開発マスタープラン策定調査支援プロジェクト」	第6回 第7回 第9回 第16回	【スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」について】 ・ 世界銀行 OP4.04「自然生息地」及び IFC の PS6「生物多様性の保全」における「重要な自然生息地」の定義に照らせば、モラガハカンダ開発事業の 3000ha の水没地域は多くの希少種等が存在することから、事業地は「重要な自然生息地」に該当する。 ・ 世界銀行 OP4.04 によると、「著しい転換」の例として貯水池による恒常的な水没が示されており、重要な自然生息地の著しい転換を伴う事業への支援を一切禁止していることから、本事業の水没する地域も著しい転換に相当する。	・ 「プロジェクトは重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」との方針について、政府として極めて重要なプロジェクトについても事業実施を中止せざるを得ないケースがあり、環境保全にとっても社会にとっても損失である。 ・ 「著しい」という用語は短期的・長期的影響を踏まえて決定すべき。 ・ 基本的には各論で議論されているとの理解。 例えば、スリランカ国「モラガハカンダ開発事業」においては、以下のとおり。 ・ 水没する地域（3000ha）の大部分は人々が生活圏として転換された土地であり、国が指定する保護地域ではない。また、水没する地域のみに生息する希少種等は存在せず、隣接する国立公園等でも生息が確認されており、開発地域が Critical な地域であるとは言えない。 ・ 本案件の実施を念頭に、開発地域（3,000ha）に隣接した自然生息地 93,999ha を国立公園及び自然保護区として保全が行われるため、広域的観点から著しい転換が行われるとは言えない。また、影響緩和策として希少種の移転、象と人間の生活圏の棲み分け等、生態系・生物相の増進を図るための措置が計画されている。加えて、新たに自然生息地（18,200ha）を保護地域とすることが計画されていることを鑑みると、本件は「著しい転換または著しい劣化」とは言えない。
		・ ガイドラインでは「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」とされているが、それは具体的にどのような場合を指すのか	別紙1 P.19 別紙3	ウガンダ「水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト」 ウガンダ「アヤゴ水力発電所整備事業」 タンザニア「ケニア-タンザニア連系送電線事業」	第8回 第9回 第10回 第11回 第24回 第25回 第26回 第27回 第35回 第45回	・ 保護区での事業を事実上禁止する条項がガイドライン別紙1(P.19)で規定されている以上、保護区内で事業を推進する合理的な根拠を明示出来ない状況はガイドラインに抵触するのではないかと。 ・ 別紙3のカテゴリAとなる要件には「国立公園」と明記されているものの、別紙1の規定では「国立公園」とは書かれていない。よって、「国立公園」=事業実施不可というロジックではない。法令等で指定地区とした目的が「自然保護や文化遺産保護」であるかがキーとなるのではないかと。 ・ 別紙1(P.19)の規定にある「原則として」という言葉に対して、（以下2つの解釈） 1）この言葉がある以上例外がある。 2）この「原則として」は括弧書きで記載されている「保護の増進や回復を目的とする場合」にかかる。 ・ 仮に事業を推進するのであれば、ガイドラインからの例外を認めるに足るだけの、国際的にも国内的にも説得力を持つ論理的かつ具体的な論拠を事前に提示すべき。 ・ ガイドラインの規定の例外となりうるかどうかの調査を協力準備調査として調査を進めることが合理的か。進めた場合、期待した成果が得られるのか。 ・ 貴重な生態系を有する保護区の中での開発行為であるという事実を決して過小評価するべきではない。 ・ 現地では日本の高い技術力への過剰な期待感があるという事実と共に、日本が事業を行わないという判断をした際の影響も併せて考慮すべき。（動植物保護の能力強化といった技術協力等を含めた支援が行われなくなる。） ・ ガイドラインの運用上の整理とともに、ガイドライン改定を含めた制度上の改善が大きな課題。	・ 自然保護区等に登録されている地域でもプロジェクトを域内で実施可能な場合もあるため、「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」という記載について再検討すべき。 ・ 保護区での事業実施は避けるべき。 ・ ガイドライン別紙1に記載されている、「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない」という条項に関して、「原則」について、または例外についての規定はガイドライン上明記されていない。 ・ よって個別の事業ごとに判断が必要である。 なお、アヤゴ水力発電所整備事業については、政府が法令等により自然保護地域として指定した地域に含まれるものの、以下の諸点を勧案することにより、相手国等が上記指定した地域内でプロジェクトを実施し得ると JICA は判断した。 (1)相手国が法令等により同地域内での開発行為を認めていること、(2)プロジェクトの妥当性が十分に認められること、(3)実行可能な代替案がないこと、(4)プロジェクトによる環境や社会への望ましくない影響を伴う場合は、JICA が適切と認める緩和策をプロジェクトが含むこと、(5)現地において社会的に適切な方法で合意が得られること。

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	途上国からの意見	備考（事務局説明等）
3. 環境社会配慮の方法							
D	・環境レビューに必要な情報が十分収集・整理されない調査の場合や、PPP F/S等、F/Sと言いつつ案件の実現可能性が必ずしも高い案件などの場合、環境社会配慮確認はどのように行うべきか。 ・中小企業を含む民間企業との連携案件にかかる環境社会配慮につきどのように確認するべきか。	1.7	カンボジア「プノンベン新港経済特区・関連施設建設事業」 モンゴル「ウランバートル地下鉄建設事業」 ベトナム「ペンタイン駅周辺総合開発事業」、等	第12回 第33回	・PPP F/Sはその特性として案件の成熟度が低いものが多く、環境レビューに耐える質の環境社会配慮調査がなされない場合が想定される。その際の環境社会配慮確認は如何に行うべきか、整理が必要。 ・ODA大綱の見直しが進む中、今後、民間企業連携や中小企業連携が政府の方針としても進むものと考えられ、連携案件についての環境社会配慮の確認方法を如何に行うか整理する必要がある。		・助言委員会は、環境社会配慮調査を案件形成の初期段階で部分的にのみ行う調査の場合、調査内容に応じて助言を行うことになっている。 ・海外投融資による民間企業連携や中小企業との連携事業においては、ガイドライン対象案件として整理しており、他案件同様、カテゴリ分類を行っている。
E	・気候変動による影響は環境社会配慮上どのように確認するか ・事業による気候変動への影響はどのように確認するか	2.3 別紙1	インド「DCR超臨界圧石炭火力発電所建設事業」 フィリピン「クラーク空港高速鉄道（通勤線区間）事業」	第5回 第18回 第40回	・代替案の検討、社会・環境評価の際には、調査の前提となる気候・気象条件について、今後の気候変動による台風等の影響甚大化の可能性も考慮すべき（個別プロジェクトでどのように具現化するかは要検討。世界銀行やADBでは、climate proofingといった、インフラの気候変動への対応検討は始まっている。） ・スクリーニング様式や環境チェックリストでも、温暖化のみならず、気候変動も対象にしているということがわかるように直すべき。 ・ガイドライン設立時には気候変動について重視されていなかったとしても、世の中の方向が変わってきているというのであれば、その方向性を尊重すべき。 ・気候変動に対して幾つか事業の中でオプションを挙げて評価をすべきではないか。 ・気候変動による影響を環境社会配慮上どのように確認するか、という観点のみならず、事業による気候変動への影響についても確認方法を検討すべき。 ・再生可能エネルギーなので気候変動に関する影響がA+となっていたが、それはCO2が出ないという意味では環境社会配慮に与える影響がないということでCとすべきではないか。 ・インドの超臨界圧石炭火力発電所では、従来の技術よりも良いということで気候変動に関する影響評価はB-となっていた。気候変動に関する影響の評価方法について整理が必要。		・EIAの中で気候変動というものをどこまで考慮し、加えていくべきかということは、現在なお国際的に議論が続いている段階にあり、温室効果ガスの測定についても、方法論がいろいろ提案されているような状況。
F	・「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族等社会的な弱者」については、「社会的合意」を行う際においてどのように配慮がなされるべきかを規定しておくべきではないか	3.1.2の12 別紙1	フィリピン「クラーク空港高速鉄道事業」 チュニジア「ラデス・コンバインド・サイクル 発電施設建設事業」 ベトナム「オモンコンバインドサイクル発電所3号機建設事業」、等	第21回 第40回 第41回	・ステーキホルダー協議に関して、特にスコーピングの段階で例えばジェンダー、マイノリティにどういった配慮が行われたのかが明記されていないケースが多い。実施マニュアル等でステーキホルダー協議に必要な配慮について何が義務的であるか明記されたほうが、後々のその審議がしやすいと思われる。（同様の趣旨での助言は数多く残されており、ジェンダー・マイノリティへの配慮以外にも貧困層・不法居住者・高齢者・若者・子供・NGO・遊牧民・メディア・学識者の参画や、宗教・言語・識字状況・自由な発言の確保・開催場所・現地の慣習・十分な広報手段の確保・直接的な被影響住民の意見徴収への配慮についても言及されている。また、報告書への記載内容（男女比、職業、年齢層など）についての助言も多くの案件で挙げられている。） ・ステーキホルダー協議における「意味ある参加と意思決定プロセス」が分かるよう記録を残しておくことが極めて重要である。	・社会的に脆弱なグループとして、障害者の世帯などJICA環境ガイドラインの記載されている対象以外も考慮すべき。 ・社会的に脆弱なグループの意思決定プロセスに対する実施機関の関与が乏しい。 ・先住民との協議は他の住民と分けた、かつ特別な方法で行うべき。	・現時点ではJICAではその様な趣旨でのマニュアルは作成されていないが、ガイドライン等に基づいて、可能な限り多くの参加を得るような方策が各国・各地域に合った形でとられるよう働きかけている。 ・現地ステーキホルダー協議における記録については、可能な限り、先方実施機関が作成する議事録を入手し、必要に応じて翻訳の上、報告書に添付を行っており、協議の背景や様子の把握に努めている。
G	・環境社会面の費用・便益は、プロジェクトの評価にあたりどのように検討がなされるか。またそれをどのように環境社会配慮に反映できるのか。	理念 別紙1 別紙2	スリランカ「モラガハカンダ開発事業」 アゼルバイジャン「ヤシマ・ガス火力複合発電所建設事業」 ウズベキスタン「トゥラクルガン火力発電所建設事業」 アフガニスタン「カブール首都圏開発計画促進プロジェクト」 バングラデシュ「ダッカ・チッタゴン間国道1号線橋梁改修・建設事業」 タイ「バンコク地下鉄建設事業」	第24回 第32回 第41回 第44回	・事業実施による環境面へのコストを概算し、可能な限り、経済分析（プロジェクト評価）に反映させるべき。 ・プロジェクト評価の検討において、外部経済効果である環境的便益や外部不経済効果である環境的費用を経済評価に加えることも可能な限り検討すべき。 ・ライフサイクルアセスメントの観点から、専門家によるライフサイクル評価を行い、環境便益を評価できればよいのではないが。 ・以下のようなJICA環境ガイドラインの記載を踏まえ、それぞれの代替案について環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付すべきである。 （p1. I1.1.理念）「持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化とせいの 枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICAは環境社会配慮を適切に行うことが求められている。」 （p18.別紙1 基本的事項2）このような検討は環境社会関連の費用・便益のできるだけ定量的な評価に努めるとともに、定性的な評価も加えた形で、プロジェクトの経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和が図られなければならない。 （p23.代替案の分析）それぞれの代替案について、環境影響を可能な範囲で定量化し、可能な場合は経済評価を付す。 ・生態系への配慮に関して、No Net Loss やオフセットを検討し、事業を行うことによる、正の環境影響について議論と整理が必要である。		
H	・生態系には希少種とそうでない普通種が存在するが、普通種も含め、生態系全体へ及ぼす影響についてどのように環境社会配慮の際に考慮すべきか	別紙1 p.19 別紙3 p.25 別紙4 p.28 別紙6 3 . P.32	カンボジア国「国道5号線改修事業」等多数	第37回 第38回 第39回	・生態系への影響は、普通種を含めて全体的な生態系の機能まで考慮する必要がある。 ・外来種などの導入による植栽の悪影響等、植林・植栽の選定において外来種など周辺の生態系に影響を及ぼすような種の導入を避けるような提案をすべき。 ・スコーピングの部分で「動植物」への影響とあるが、動植物への影響と書かれていても読み手としてはどこのこういった生態系に影響があるのか把握できないため、範囲を限定して記載すべきではないか。	・森林伐採が生じる場合は伐採した分の植林が行われるべき。	-

論点			ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	途上国からの意見	備考（事務局説明等）
I		・マスタープランやF/S調査等において、上位計画や計画の上流部分を策定する際に環境社会配慮をどのように行っているのか（戦略的環境アセスメントについて）	1.3 1.4 3.1	インドネシア国「ジャカルタ大都市圏空港整備計画」 インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」 ベトナム国「南北高速鉄道建設計画策定プロジェクト」 ネパール国「全国貯水式水力発電所マスタープラン調査」	第11回 第12回 第19回 第21回 第23回 第31回	・開発調査の案件などで見られるように、まだマスタープラン段階の検討で計画の熟度が浅いようなケースでは、スコーピング段階やドラフトファイナルレポート段階の案件で一般的に行われている、項目ごとに環境面、社会面へのインパクトをA+やB-などの形で評価して、総合点で比較するような手法ではなく、もう少し違ったアプローチが必要なのではないか。		-
		・環境アセスメント報告書作成におけるスコーピング結果の作成について、フォーマット等を指定すべきではないか	1.3	フィリピン「クラーク空港高速鉄道事業」 スリランカ「新ケラニ橋周辺交通改善事業協力準備調査」	第40回 第41回 第43回	・スコーピングについては、共通フォーマットを作成してはどうか。 ・同フォーマットは、影響の規模範囲（局所的・小規模・中規模・グローバルな影響）及び、影響の時間的範囲（短期間の影響・長期的・永久的・不透明）がわかるようなコラムを設けてはどうか。	・プロジェクトの影響は工事前、工事中、供用後、廃棄時といったフェーズ毎に評価するべきである。	・日本及び各国で多く行われている事例を参考にするの一案。
		・ベースラインデータをどのように設定するのか。例えば、道路案件等における環境影響評価において、調査時点をベースラインとし、事業実施後の予測データとを比較するのか、それとも事業実施後の時点をベースとし、事業を実施しない場合と実施した場合とを比較するのか。	1.3 3.2 別紙1 別紙2	カンボジア国「国道5号線改修事業」 インドネシア国「ジャカルタ首都圏幹線道路改善事業」 スリランカ国「ケラニ橋周辺交通改善事業」	第12回 第15回 第24回 第36回 第38回 第39回 第41回	【スリランカ・ケラニ橋周辺交通改善事業】 ・例えば道路事業を行うことである渋滞が解消され、CO2排出量の削減につながり、影響評価はプラスとされる場合があるが、納得しづらいところがある。道路を作ることで交通量の需要をさらに喚起することにつながり得るため、単純にCO2の削減に結び付くという評価には抵抗がある。 … ・スコーピングの基本的考え方は現状と事業実施後の比較対照であると考えられるが、道路建設事業において、例えば将来のある時点で事業を実施しない場合と実施した場合とで比較をすると、渋滞が事業実施によって解消されるために温暖化ガスの排出等に関してはプラスの評価がなされている場合があるが、事業実施前と実施後の状況を比較するとマイナス評価になり得る。 ・影響評価を行う際に比較対象となる基準点の設定について、2つの考え方がある。1つは現状と事業実施後の状況を比較対照する考え方。2つ目が例えば現状から20年後を基準に、プロジェクトが実施された場合とされない場合を設定し、比較対照する方法。ベースラインをどのように設定するか、整理が必要。 ・特に道路案件の影響評価の際に用いている4段階推定法によれば、想定される経済発展に伴う誘発交通の増加を十分把握することが困難であることから、如何にベースラインデータに取り込むのか検討が必要。		-
		・データの信頼性をどのように検証するべきか。	-	スリランカ国「ケラニ橋周辺交通改善事業」	第41回	・環境影響評価をするときの基礎となる調査データの信頼性の検討を行ってはどうか。		-
J		・送電線等の電力関連事業における電磁場の影響に対してはどのような環境社会配慮を行うべきか（電磁場の影響について）	-	タンザニア国「ケニア-タンザニア連系送電線事業」	第45回	・電磁場による健康被害の影響有無については議論の余地はあるものの、発電所や送電線事業において電磁場による健康影響を確認項目にするかどうか、整理する必要がある。		・現時点ではシステマティックに対応しているわけではない。
		・援助を行う相手国の法規定とJICAガイドラインに相違があった場合、どのように確認し、対応するのか。			第48回	・相手国の法規定とJICAガイドラインとの間で環境社会配慮事項に乖離があった場合の対応につき、整理するべきではないか。	・我が国の法制度や規制と助言委員会の意見との間に相違がある場合、どのように意思決定すれば良いのか。 ・環境社会配慮に関して調査・検討すべき影響について、JICA環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。 ・住民移転計画作成に係る法令、基準が限られているため、プロジェクトの一環として、現地の法律や規制の構築をJICAに支援してほしい。 ・国内法で環境社会配慮に関する言及がない場合の対応が難しい。 ・社会的合意の形成における社会的弱者への配慮について、JICA環境ガイドラインと国内の法規制との折り合いをつける必要がある。 ・「損失を補償するために、対象者との合意の上で」の部分は、「借入国の法規制に基づいて合意されるべき」としてほしい。 （JICA環境ガイドラインに沿った対応は困難） ・非自発的住民移転に関し、国内法とのかい離を埋めるのに時間を要した。 ・非合法居住者も支援対象とすることは、彼らに対し政府が公式に支援をしていると映ってしまい、国内法の施行をかえって困難にしている。 ・合法の住民と非合法の住民との間で不公平が生じることがある。 ・JICA環境ガイドラインで求められるEIAの記載が、国内法上不要であるケースがあったりかえって理解を困難にしたりしているケースがある。 ・住民移転に係る対応は相手国の状況に応じ柔軟な運用とするべき。	・協力準備調査などにおいて、環境社会配慮に関連する相手国法令を調査し、JICAや国際的な規定（おもに世銀のセーフガードポリシー）との乖離を確認している。乖離がある場合、その乖離を埋める方策を確認し、相手国実施機関等と合意することになっている。以上をLegal Gap Analysisとして報告書に取りまとめている。
		・災害や事故が与える事業の影響について、いかに検討するべきか。	2.3 別紙1		第48回	・事業に関連する、または関連しない災害に対するプロジェクトの影響評価について如何に議論するか整理する必要がある。 ・事業における事故に対する影響評価について如何に議論するか整理する必要がある。		・労働の安全についてはガイドライン上も規定されており、個別案件において議論を行っている。一方災害や労働安全を超える事故については一部個別案件でそれぞれ議論があるが、これら議題を一般して如何に議論するかについての検討はなされていない。

論点		ガイドライン 該当箇所	議論の対象となった プロジェクト例	議論された 全体会合	委員からの主な意見	途上国からの意見	備考（事務局説明等）
4. 手続き							
K		・緊急を要する場合、環境社会配慮確認は簡略化できるのか。	1.8	タイ「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」 ケニア「北部ケニア干ばつレジリエンス向上のための総合開発及び緊急支援計画策定プロジェクト」	第19回 第20回 第22回	・ガイドライン1.8の緊急時の措置を適用する案件の中にも2～3年の期間をかけてマスタープランを策定するといったものが含まれる場合もある。2～3年間かけて行う案件は緊急性が高いとは判断し難く、緊急を要する案件と横並びで議論するには無理があるのではないかと。何らかの形で環境社会配慮に関して委員会に報告頂き、委員会からコメントをする機会を設けるべき。 ・カテゴリA以外の案件の場合でも、1.8を適用する案件は委員会に報告する必要があるのか、整理が必要。	・緊急を要する事業の中にクイックインパクトプロジェクトと共にマスタープラン調査が含まれている場合がある。このような場合、真に緊急性が高いと判断される案件に限り、ガイドライン 1.8に定める「緊急時の措置」の対象とする。この場合、詳細計画策定調査は省略できるが、本格調査の中で該当事業のカテゴリに応じた環境社会配慮確認は行う。またガイドライン1.8の通り、助言委員会に判断根拠と手続きを報告し、結果を公開することとしている。
L		・カテゴリB案件については、「必要な案件」について環境社会配慮助言委員会が助言を行うこととなっているが、これについてはどのように助言委員会で運用するのか。	2.7	ミャンマー「ティラワ地区インフラ開発事業」	第38回	・カテゴリAとBの扱いについてガイドライン上の整理をフロー図にして議論すべき。 ・カテゴリAとBの線引きを明確にすべき。 ・カテゴリBの中でも影響が大きい案件があるということであれば、AとBのグレーゾーンの案件をAにすることで解決するかもしれない。 ・カテゴリ分類には踏み込まず、委員から問題提起のあったものについてとりあげる。カテゴリBのリストのようなものを事前に事務局が助言委員会に提出し委員から追加情報の要望があった案件は別途情報提供の場を設ける、という整理ではどうか。	・カテゴリB案件はEIAレベルではなくIEEレベルで調査を実施しており、カテゴリA案件と同レベルで検討するのは難しい。 ・カテゴリ分類は日本の環境省や世界銀行の基準等を見ながらケースバイケースで判断している。
M	21	・エンジニアリング・サービス借款で調査・設計を行う場合、対象となる事業に必要な環境社会配慮文書（環境アセスメント報告書、住民移転計画等）の作成は借款契約締結後の調査で行うことでよいのか ・エンジニアリング・サービス借款で調査・設計された内容は（その調査自体、供与された円借款の中で既に先方政府が主体となっていて行われるものであり、）JICAの環境社会配慮助言委員会で助言を求められるのか	3.2.1 (5)	スリランカ「モラガハカンダ開発事業」 モンゴル「ウランバートル地下鉄建設事業」	第7回 第40回	・エンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成することが想定されているか。 ・エンジニアリング・サービス借款の中で環境社会配慮文書を作成する場合には、ドラフトファイナルレポート段階で助言委員会を開催すべき。	・まずはエンジニアリング・サービスの中で環境社会配慮文書を作成した例について確認する。

ガイドライン運用面の見直し ワーキンググループ日程案

2014年8月4日

回数	日程	議 題 案* (現段階における想定)		会場 (予定)	実施時間	担当委員 (敬称略)
	8/4(月)	第50回全体会合(予定)	環境社会配慮の方法(A) 助言委員会の組織運営について ガイドラインの運用について	113会議室	14:30～17:30	
1	8/11(月)	WG(予定)	用語解釈・範囲(B) 「不可分一体の事業」 「派生的・二次的な影響・累積的影響」	111会議室	14:00～17:00	
2	8/25(月)	WG(予定)	用語解釈・範囲(C) 「重要な自然生息地」「著しい転換または著しい劣化」 「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」	112会議室	14:00～17:00	
	9/5(金)	第51回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	
3	9/8(月)	WG(予定)	環境社会配慮の方法(D) PPP F/S等 案件の実現可能性や調査の熟度が高い案件 についての環境社会確認方法について	212会議室	14:00～17:00	
	10/6(月)	第52回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	
5	10/10(金)	WG(予定)	環境社会配慮の方法(G) 環境社会面の費用便益についてのプロジェクト評価	111会議室	14:00～17:00	
6	10/20(月)	WG(予定)	環境社会配慮の方法(E) 気候変動にかかる環境社会配慮確認における取扱い 環境社会配慮の方法(F) 社会的弱者との社会的合意における配慮	112会議室	14:00～17:00	
	11/ 7(金)	第53回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	
7	11/10(月)	WG(予定)	環境社会配慮の方法(H) 生態系に及ぼす環境社会配慮の影響の考慮	112会議室	14:00～17:00	
8	11/14(金)	WG(予定)	環境社会配慮の方法(I) 上位計画についての環境社会配慮 スコーピング結果についてのフォーマット ベースラインデータの取扱い	112会議室	14:00～17:00	
	12/1(月)	第54回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	
9	12/5(金)	WG(予定)	環境社会配慮の方法(J) その他議論：「送電線にかかる電磁場等新しい分野の取 扱い」「国内法とガイドラインに相違があった場合の対 応」「災害や事故が与える事業の影響」等	111会議室	14:00～17:00	
10	12/15(月)	WG(予定)	環境社会配慮の手続き(K) 緊急を要する場合の環境社会配慮確認	112会議室	14:00～17:00	
	1/9(金)	第55回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	
11	1/16(金)	WG(予定)	環境社会配慮の手続き(L) カテゴリB案件のうち助言委員会が助言を行う必要な案件 とは	未定	14:00～17:00	
12	1/26(月)	WG(予定)	環境社会配慮の手続き(M) エンジニアリング・サービス借款にかかる環境社会配慮確 認	未定	14:00～17:00	
	2/2(月)	第56回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	
13	2/6(金)	WG	(予備)	未定	14:00～17:00	
14	2/16(月)	WG	(予備)	未定	14:00～17:00	
	3/6(金)	第57回全体会合(予定)		113会議室	14:30～17:30	

2014 年 8 月 4 日
JICA 環境社会配慮助言委員会
JICA 審査部

環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しワーキンググループにかかる共有事項¹（案）

1．目的

環境社会配慮ガイドライン運用面の見直しワーキンググループ（以下「WG」）は、JICA が策定する運用面の見直し案について協議・確認、必要に応じて助言を行うことを目的とする。

2．全体会合

（1）日程の決定

JICA は、助言委員会全体会合（以下「全体会合」という）において、WG 会合の日程と議題案を提示する。

（2）WG 主査及び副主査の選定

WG に主査 1 名と副主査 1 名を置き、全体会合において助言委員の互選により選任する。主査（主査不在時は副主査）は WG 会合の議事進行役を務める。なお、主査および副主査は全 WG 会合を通して務めるものとする。

（3）運用面の見直し案の説明

JICA は、WG 会合での協議結果を反映した運用面の見直し案を全体会合において説明する。WG 主査は、必要に応じて、WG 会合における協議結果等について補足説明を行う。

3．WG 会合

（1）WG 会合概要

原則として、月に 2 回程度、WG 会合を開催する。各 WG 会合の開催日、WG 会合に参加する委員については、WG 会合が開催される前の月の全体会合までに決定される。WG 会合における助言委員の人数は、原則 4 名以上とする。

¹本共有事項で定められた手続きは、WG 会合を数回開催した後、必要に応じて見直しを行うことにより最終化する。

(2) 事前準備

助言委員会事務局（以下「事務局」）は WG 会合の事前配布資料を電子データにて、原則、WG 会合開催の 5 営業日前に全委員に送付する。

WG 会合に参加する委員は事前配布資料を受けて、コメント（質問、助言案）を作成し、可能な範囲で事務局あてに事前送付する。

(3) WG 会合の開催

WG 会合当日、JICA は運用面の見直し案を説明する。また WG 会合に参加する委員からの事前コメントや質疑に対して回答し、協議を行う。

4 . WG 会合において助言案を作成する場合

(1) 助言案の取りまとめ

JICA が説明する運用面の見直し案に対して WG 会合に参加する委員が助言を行うべきと判断する場合は、WG 主査（主査不在時は副主査）にその旨提案する。提案を踏まえ、WG 会合に参加する委員の総意として助言を行うべきと確認された場合、WG 主査（主査不在時は副主査）は、WG 会合において助言案を協議し、取りまとめる。

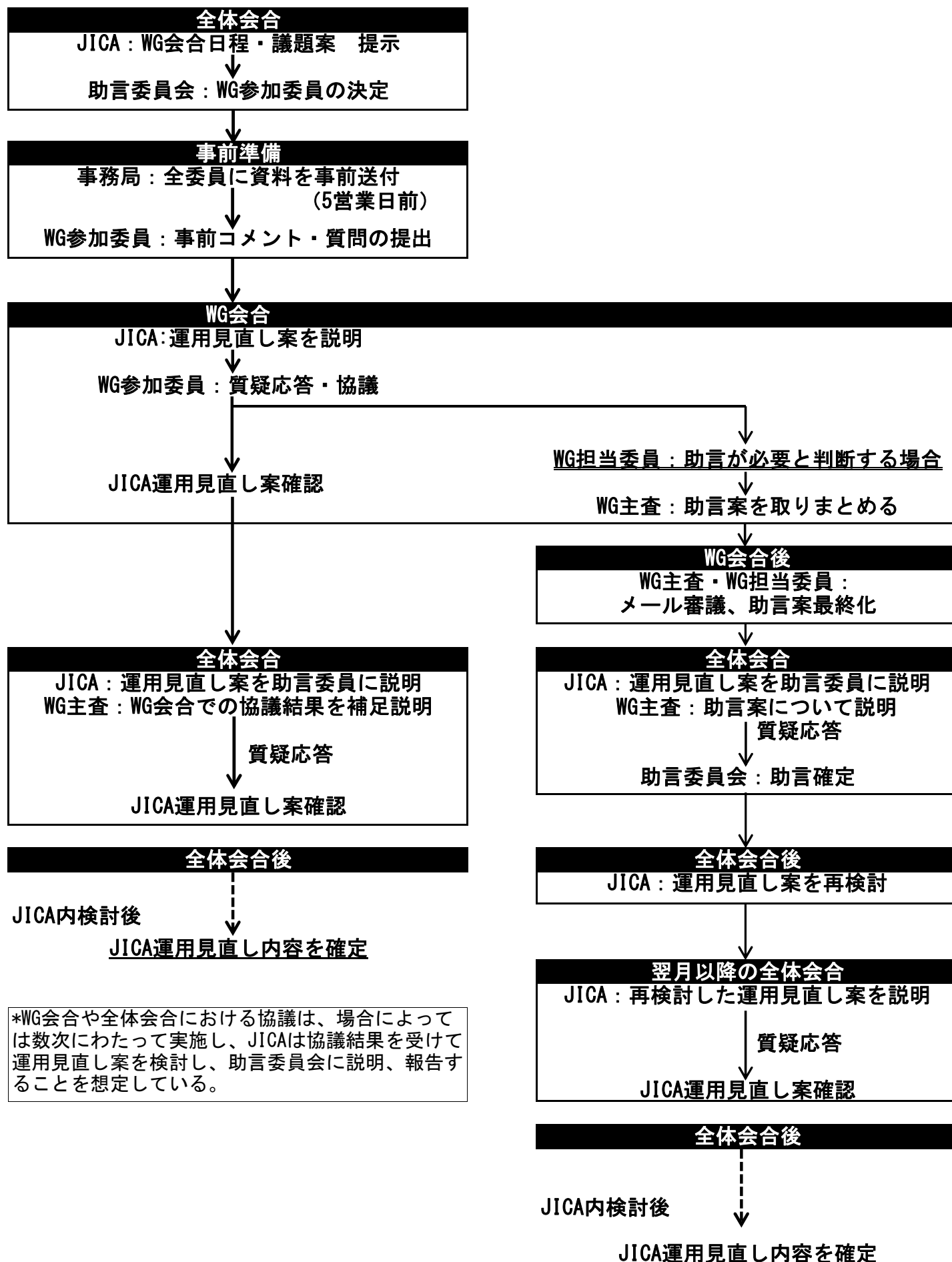
WG 会合後に、WG 主査（主査不在時は副主査）は、必要に応じてメール審議を行い、助言案の取りまとめを行うとともに、翌月の全体会合で助言案を説明する。全体会合において助言委員は WG 主査（主査不在時は副主査）の報告を受けて助言案を確定する。

(2) 全体会合での運用面の見直し案 の説明

全体会合で確定された助言を受けて、JICA は運用面の見直し案の内容を検討し、翌月以降の全体会合において、検討した運用面の見直し案を説明する。

以上

ガイドライン運用面の見直しワーキンググループ (WG) にかかるプロセス



国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン 運用面の見直しについて ～総論・体制～

2014年8月4日

独立行政法人国際協力機構
審査部

本日のご説明内容

1. 事務局と助言委員会の組織運営について
2. ガイドラインの運用について

論点に対する方針案

1. 事務局と助言委員会の組織運営について

- ・透明性、有責性、合議性、独立性といった基本運営原則の確認
- ・助言委員会の組織、責務、意思決定方法に関するルールの規定化

方針案 組織運営に係る規定・文書の再確認

2. ガイドラインの運用について

- ・ガイドライン策定後の情勢変化と動き
- ・ガイドライン適用上の字句の曖昧さと解釈方法
- ・その他：全体会議での助言確定とその後の効果

方針案 個別の論点で確認

1.事務局と助言委員会の組織運営について

【組織運営に係る規定・文書】

1. 環境社会配慮助言委員会の設置要項

http://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000netg3-att/advice_youkou.pdf

2. 環境社会配慮助言委員会の設置要項と運用目安

http://www.jica.go.jp/environment/advice/ku57pq00000netg3-att/advice_meyasu.pdf

3. 環境社会配慮助言委員会運営にかかる共有事項

http://www.jica.go.jp/environment/advice/pdf/giji/advice27_data.pdf (51ページ目以降)

1.事務局と助言委員会の組織運営について

【良くある問答集(FAQ)における助言委員会関連項目】

環境社会配慮助言委員会の役割を教えてください。

環境社会配慮助言委員会は、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に対する助言を行う委員会であり、外部専門家からなる第三者的機関のことをいいます。カテゴリ A 案件及びカテゴリ B 案件のうち必要な案件について、協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行います。また、開発計画調査型技術協力においては、本格調査段階において環境社会配慮面の助言を行います。